

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場に係る資格喪失日及び同社C支店に係る資格取得日を昭和24年12月21日に、また、同支店に係る資格喪失日を29年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和24年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年8月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年12月10日から29年9月1日まで  
会社から取り寄せた職歴書のとおり申立期間には株式会社AのC支店に勤務していた。年金記録が無いのはおかしいので調査し、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する人事記録、健康保険組合加入記録及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人が昭和17年1月7日から60年1月21日まで株式会社Aに継続して勤務(昭和24年12月21日に同社B工場から同社C支店に、また、29年9月1日に同社C支店から同社本社に異動)していたことが確認できる。

また、株式会社Aは、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、

「正社員については全員加入させていたと思われる。」と回答しており、申立人についても、「加入させ厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の妻が記憶する株式会社AのC支店の複数の同僚について、同支店に係る厚生年金保険加入記録に空白期間が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場に係る資格喪失日及び同社C支店に係る資格取得日を昭和24年12月21日に、また、同支店に係る資格喪失日を29年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の株式会社AのB工場及び同社本社の記録並びに同社C支店において、申立人と同様に計器の販売を担当していた同僚の記録から、当該期間のうち昭和24年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、株式会社AのC支店の被保険者名簿において、申立期間に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年5月24日から同年6月2日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月26日から同年6月2日まで  
② 平成10年3月31日から同年4月1日まで

A株式会社における厚生年金保険被保険者期間は平成9年6月2日から10年3月31日までの9か月間となっているが、給与明細書によると厚生年金保険料が10回控除されていることが確認できるので、同社における厚生年金保険被保険者期間の合計が10か月となるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除方法及び給与締切日等について、A株式会社は、「給与は毎月23日締切りの月末払いであり、厚生年金保険料は当月控除（当月分保険料を当月分給与から控除）である。」と回答しているが、同社が保管する賃金台帳において、翌月控除（当月分保険料を翌月の給与から控除）されている複数の同僚が確認できる上、申立人が所持する給与明細書において、資格喪失した月の給与から保険料が控除されていることから、申立人については、翌月控除であったと考えるのが相当である。

申立期間①のうち、平成9年5月24日から同年6月2日までの期間について、申立人が所持する給与明細書及びA株式会社が保管する賃金台帳において、同年5月24日から同年6月23日までの期間に係る6月給与の基本給と、同年6月24日から同年7月23日までの期間に係る7月給与の基本給が同額であることから、申立人は、申立期間①のうち、9年5月24日から同年6月2日までの期間について、同社に勤務していたものと推認できる。

また、上記給与明細書及び賃金台帳において、平成9年6月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳から確認できる保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成9年3月26日から同年5月23日までの期間について、上記給与明細書及び賃金台帳において、同年4月及び同年5月給与の基本給は、同年7月給与の基本給と同額であることから、申立人は、当該期間において、A株式会社に勤務していたものと推認できる。

しかし、上記平成9年4月及び同年5月の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

申立期間②について、A株式会社が保管する労働者名簿において、申立人の退職日は平成10年3月30日と記載されている上、雇用保険の離職日も同日であることが確認できる。

また、申立人が所持する平成10年4月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元同僚に照会したが、申立期間②に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、平成9年3月26日から同年5月

23日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、平成9年3月26日から同年5月23日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

入社時からA株式会社D工場のC事業部で勤務しており、申立期間に途中退職、転勤、異動はなかったにもかかわらず、厚生年金の記録に空白がある。この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答、同社が保管する社員プロフィール、退職者一覧台帳、B健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和32年5月2日、A株式会社の移転に伴い、厚生年金保険の適用事業所が同社C部から同社D工場に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どお

りの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社C部における資格喪失日を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月20日から同年5月21日まで  
② 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

昭和29年にD株式会社からA株式会社に出向したが、62年に定年退職するまで継続して勤務していた。厚生年金の記録に空白期間が2つあるのはおかしいので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間①においてA株式会社に継続して勤務し（同社から同社C部に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、同僚の供述及び20名の同僚が昭和30年5月21日にA株式会社から同社C部へ異動していることから判断すると、同日とする

ことが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和30年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間②においてA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社E工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、当時の複数の同僚が「A株式会社C部が廃止され、同社E工場に移転した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社E工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで  
申立期間は、C株式会社からA株式会社へ異動した時期であるが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、C株式会社及びA株式会社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC株式会社からA株式会社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和43年10

月 21 日に設立されたことが確認できる上、複数の同僚の供述によると申立期間において 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く不明と回答しているが、上記のとおり、申立期間において A 株式会社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで  
申立期間は、C株式会社からA株式会社へ異動した時期であるが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、C株式会社及びA株式会社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC株式会社からA株式会社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和43年10

月 21 日に設立されたことが確認できる上、複数の同僚の供述によると申立期間において 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く不明と回答しているが、上記のとおり、申立期間において A 株式会社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年6月30日

A株式会社勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった支給控除項目一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主に

よる納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 9 月 26 日に届出を行っている上、申立期間当時の手続誤りにより、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 11 件（別添一覧表参照）



## A株式会社に係る申立人一覧表

事案 番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
2939	男		昭和18年生		50万円
2940	男		昭和26年生		70万円
2941	男		昭和25年生		150万円
2942	男		昭和27年生		150万円
2943	男		昭和30年生		120万円
2944	男		昭和26年生		90万円
2945	男		昭和33年生		100万円
2946	男		昭和26年生		100万円
2947	男		昭和36年生		90万円
2948	男		昭和17年生		150万円
2949	男 (死亡)		昭和22年生		150万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 6 月 29 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額（9万8,000円）が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。当該期間については20万円前後の給与支給額があったはずなので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成15年及び16年給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額、郵便貯金通帳及び通常貯金預払状況調書により確認できる株式会社Aからの給与振込額から、申立人の毎月の報酬額はおおむね20万円前後であったことが認められる。

しかしながら、株式会社Aは、申立期間当時の賃金台帳等の資料は既に廃棄されていると回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立期間について、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された社会保険料控除額から推認される厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う厚生年金保険料にほぼ一致する。

さらに、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている元同僚が所持する平成16年9月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人が申立期間において給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年4月30日まで  
申立期間の頃、Aにできた進駐軍専用のBに、C係として勤務したが、オンライン記録ではその間が厚生年金保険に未加入となっている。進駐軍関係の事業所であれば厚生年金保険に加入しているはずなので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する所在地や仕事の内容から判断すると、申立てに係る事業所は、D株式会社（後にE株式会社に改称）であることが推認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された3名の厚生年金保険被保険者の資格取得日から、同社は昭和19年6月1日には厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同名簿には申立人の氏名は記載されていない。

また、D株式会社は既に解散している上、商業登記簿も既に廃棄されているため、当時の事業主及び役員に照会することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記3人の厚生年金保険被保険者はいずれも所在が確認できない上、他の複数の厚生年金保険被保険者に照会したが、申立人を記憶していないと回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、D株式会社の記録は見

当たらない。

なお、申立人は「勤務先が進駐軍の関係であったので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、仮に申立事業所が進駐軍関係の事業所であったとしても、進駐軍関係の事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 24 年 4 月 1 日からである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 9 日から平成元年 9 月 1 日まで  
昭和 63 年 9 月 9 日に株式会社Aに入社し、初任給は 16 万円であったが、翌月から 20 万円に昇給したにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が 16 万円と低いままになっている。調査の上、正しい標準報酬月額（20 万円）に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社A退職時に係る雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額（7,100 円）から、申立期間のうち、退職前 6 か月間の平均の賃金月額が 21 万 3,000 円と計算されることから、これは、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（16 万円）に見合った報酬月額よりも高い額であることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持しておらず、保険料控除額を確認することができない上、申立人が提出している預金通帳に記録されている当該期間の給与振込額と、上記の賃金月額（21 万 3,000 円）から、オンライン記録（16 万円）に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を差し引きして試算した額を比較検証しても、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、申立人の上司であった同社元取締役に照会したが、申立人

の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、株式会社Aの元経理担当者を含む複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、申立期間における複数の元同僚の標準報酬月額と比較しても不自然な点は見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。